

## 熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領

制定 令和元年6月28日元農第867号  
一部改正 令和2年3月17日元農第2671号  
最終改正 令和8年5月19日8農第588号

### 1 趣旨

本要領は、夏季における猛暑日の増加などの気候状況を考慮し、建設現場における安全対策を進めるため、熱中症対策に必要な経費の計上に関して、現場管理費を補正するにあたり、必要な事項を定めたものである。

### 2 用語の定義

#### (1) 真夏日

最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

#### (2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始休暇(7日間)、夏季休暇(7月～8月にかかる工事は7日間、7月または8月にのみかかる工事は4日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

#### (3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

### 3 対象工事等

#### (1) 対象工事

主たる工種が屋外作業で「森林整備保全事業設計積算要領」(平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知)表6-1の工種区分を適用する工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

#### (2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

### 4 気温の計測方法等

#### (1) 計測方法

受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に記載し提出しなければならない。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または地域気象観測所(以下「地上・地域気象観測所」という。)の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、上記によりがたい場合は、現場内を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

## (2) 気温の補正方法

(1)の気温の計測結果(工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。)は、次の算定式により補正を行うものとする。

### 【算定式】

補正後の気温(°C) = 気温(°C) - 標高差(m) × 0.6 / 100(m)

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

[算出例①] 観測所標高=500m, 現場標高=600mの場合

$$30(^{\circ}\text{C}) - 100(\text{m}) \times 0.6 / 100 = 29.4(^{\circ}\text{C})$$

[算出例②] 観測所標高=500m, 現場標高=400mの場合

$$30(^{\circ}\text{C}) - (-100(\text{m})) \times 0.6 / 100 = 30.6(^{\circ}\text{C})$$

## (3) 計測結果の報告

受注者は施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員に提出するものとする。

## 5 積算方法等

### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約により行うものとする。

$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times \text{復興係数}$
--

(2)「森林整備保全事業設計積算要領」第6-1-(2)-イ-(ウ)-a(施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正)と合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。

(3)補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(4)補正係数は1.2、復興係数は1.1とする。

## 6 対象工事である旨の明示

「特記仕様書」に下記事項を追加する

(記載例)

第〇章 熱中症対策に関する現場管理費補正試行工事

(詳細は農林技術課ホームページを参照のこと)

本工事は、「熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領」の対象工事である。

## 7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。

#### 附則

この試行要領は、令和元年7月1日以降に起工する工事から適用する。

この試行要領は、令和2年4月1日以降に起工する工事から適用する。

この試行要領は、令和8年4月1日以降に起工する工事から適用する。